

# 利用料金表

4人部屋

特別養護老人ホーム 八女の里

事業者番号 4072300116

令和04年10月01日より

●多床室

第1段階

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練 I	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,116	300	0	30,606
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,184	300	0	32,714
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,255	300	0	34,915
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,323	300	0	37,023
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,390	300	0	39,100

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,116	390	370	44,866
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,184	390	370	46,974
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,255	390	370	49,175
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,323	390	370	51,283
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,390	390	370	53,360

第3段階①

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,116	650	370	52,926
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,184	650	370	55,034
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,255	650	370	57,235
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,323	650	370	59,343
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,390	650	370	61,420

第3段階②

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II(月額)	褥瘡マネジメ ント II(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II(月額)	小計	食 費	居住費	月 額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,116	1,360	370	74,936
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,184	1,360	370	77,044
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,255	1,360	370	79,245
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,323	1,360	370	81,353
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,390	1,360	370	83,430

※別途、介護職員処遇改善加算Ⅰとしてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して8.3%の料金が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとしてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して2.7%の料金が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算としてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して1.6%の料金が加算されます。

# 利用料金表

## ●多床室

### 第4段階 介護負担割合1割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,116	1,445	855	92,606
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,184	1,445	855	94,714
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,255	1,445	855	96,915
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,323	1,445	855	99,023
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	20	13	60	300	50	1,390	1,445	855	101,100

### 第4段階 介護負担割合2割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	1146	72	12	26	44	24	22	40	26	120	600	100	2,232	1,445	855	113,912
要介護2	1282	72	12	26	44	24	22	40	26	120	600	100	2,368	1,445	855	118,128
要介護3	1424	72	12	26	44	24	22	40	26	120	600	100	2,510	1,445	855	122,530
要介護4	1560	72	12	26	44	24	22	40	26	120	600	100	2,646	1,445	855	126,746
要介護5	1694	72	12	26	44	24	22	40	26	120	600	100	2,780	1,445	855	130,900

### 第4段階 介護負担割合3割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)	
			I	II												
要介護1	1719	108	18	39	66	36	33	60	39	180	900	150	3,348	1,445	855	135,218
要介護2	1923	108	18	39	66	36	33	60	39	180	900	150	3,552	1,445	855	141,542
要介護3	2136	108	18	39	66	36	33	60	39	180	900	150	3,765	1,445	855	148,145
要介護4	2340	108	18	39	66	36	33	60	39	180	900	150	3,969	1,445	855	154,469
要介護5	2541	108	18	39	66	36	33	60	39	180	900	150	4,170	1,445	855	160,700

利用者負担限度階	【本人の所得内容】 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <b>80万円以下</b> 預貯金等が単身の場合は <b>650万円以下</b> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <b>1,650万円以下</b>
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <b>80万円超120万円以下</b> 預貯金等が単身の場合は <b>550万円以下</b> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <b>1,550万円以下</b>
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <b>120万円超</b> 預貯金等が単身の場合は <b>500万円以下</b> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <b>1,500万円以下</b>
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方